

平成30年3月27日

事務組合委託事業主 各位

〒101-0062
千代田区神田駿河台2-5
東京都医師会館4階
東京労働保険医療協会
労働保険事務組合
TEL03-5577-2960
FAX03-5577-2961

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の提出について（お願い）

労働保険事務組合の業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も労働保険年度更新の時期がまいりました。今回の年度更新は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年を単位として、平成29年度の確定保険料の精算と平成30年度の概算保険料の申告・納付をいたします。

この申告は、委託事業主より提出いただく標記「賃金等の報告」に基づいて保険料を算出いたしますので、別紙記載要領を参考に記入・押印のうえ下記指定日までに提出方よろしくお願い申し上げます。

提出期限：平成30年4月20日（金）

※事業主控えは後日納入通知書と一緒に返送いたします。

《お願い》

年度更新事務は例年7月中旬までに、保険料計算、納入通知書の作成、申告納付を取りまとめておこないますので提出期限を厳守願います。

（税理士、会計事務所等に作成を依頼される場合にも提出期限厳守）
なお、作成にあたっては同封の記載要領を参照願います。

※作成方法につき、ご不明な点ございましたら事務組合
（電話03-5577-2960）までお問い合わせください。

労働保険料の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、下記の賃金早見表（例示）を参照願います。

労働保険料の算定基礎となる賃金早見表 (例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
○ 基本給・固定給等基本賃金	○ 休業補償費
○ 通勤手当	○ 退職金
○ 定期券・回数券等	○ 結婚祝金
○ 超過勤務手当・深夜手当・休日手当等	○ 死亡弔意金
○ 扶養手当・家族手当・子供手当等	○ 災害見舞金
○ 宿、日直手当	○ 私傷病見舞金
○ 役職手当・管理職手当等	○ 解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの）
○ 住宅手当・地域手当	○ 年功慰労金
○ 教育手当	○ 出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの）
○ 単身赴任手当	○ 制服
○ 技能手当	○ 会社が全額負担する生命保険の掛金
○ 特殊作業手当	○ 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金
○ 奨励手当	
○ 物価手当	
○ 調整手当	
○ 賞与	
○ 休業手当	
○ 創立記念日等の祝金（恩恵的なものでないもの）	
○ 雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合）	

「賃金等の報告」記載要領

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

組機様式第5号
 〒100-1111
 千代田区九段1-1-1
 ○×医院
 東京太郎 殿
 事業場TEL 03-1111-9999

労働保険番号
 府 県 所 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 科 室
 1 3 3 0 1 9 3 1 2 1 0 7 6 1

3. 事業の概要 94:3:1
 医療業

4. 特掲事業 2
 ①該当する
 ②該当しない

5. 新年度賃金見込額
 ①前年度と同額
 ②前年度と変わる

6. 納の申請
 ①一括納付
 ②分納(3回)

7. 毎月支払賃金を正確に記載願います。特に、年度中途の入退者を把握し、賃金等の報告に正確に記載して下さい。

1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金
 平成29年4月～平成30年3月までに全ての労働者(パート、臨時、日雇含む)に対して支払った総賃金を月別、労働者別に記入して下さい。

A欄は賃金総額(賞与等も含む)の合計金額を円単位まで記入して下さい。

D欄は、A欄の額から千円未満を切捨てた金額を記入して下さい。

・労災保険の人員欄

各月の『人員』欄は、各月末(月末直前の給与締切日)時点の使用労働者数を記入。

「1ヶ月平均使用労働者数」欄には、各月の人員の合計を記入して下さい。(賞与等の人員は除いて下さい。平均は求めなくて結構です。)

・9. 特別加入者欄

前年度に加入していた方の名前が載っています。平成30年度も引続き加入を希望し、給付基礎日額も変更がなければ、記入は不要です。希望する給付基礎日額に変更があれば訂正して下さい。新たに特別加入を希望される場合は、加入者氏名、希望する給付基礎日額を記入して下さい。特別加入を辞退される方は二重線で消して下さい。

※給付基礎日額を選ぶ際は、特別加入者の所得水準に見合った適正な額として下さい。

項目	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金				3. 特別加入者数及び賃金				4. 合計			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者	(3) 臨時労働者	(4) 合計	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者	(7) 合計	(8) うち高年齢労働者分	(9) 特別加入者	(10) 特別加入者	(11) 特別加入者	(12) 合計	(13) 特別加入者	(14) 特別加入者	(15) 合計	
月別	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	8	1,765,944		246,541	10	2,012,485	8	1,765,944		246,541	10	2,012,485	8	1,765,944		246,541
5月	8	1,789,652		244,584	10	2,034,236	8	1,789,652		244,584	10	2,034,236	8	1,789,652		244,584
6月	8	1,884,562		254,112	10	2,138,674	8	1,884,562		254,112	10	2,138,674	8	1,884,562		254,112
7月	8	1,659,874		249,534	10	1,909,408	8	1,659,874		249,534	10	1,909,408	8	1,659,874		249,534
8月	8	1,777,446		235,556	10	2,013,002	8	1,777,446		235,556	10	2,013,002	8	1,777,446		235,556
9月	7	1,540,881		247,485	9	1,788,366	7	1,540,881		247,485	9	1,788,366	7	1,540,881		247,485
10月	7	1,554,876		223,597	9	1,778,473	7	1,554,876		223,597	9	1,778,473	7	1,554,876		223,597
11月	7	1,655,748		248,796	9	1,904,544	7	1,655,748		248,796	9	1,904,544	7	1,655,748		248,796
12月	7	1,556,877		265,443	9	1,822,320	7	1,556,877		265,443	9	1,822,320	7	1,556,877		265,443
1月	8	1,795,441		244,781	10	2,040,222	8	1,795,441		244,781	10	2,040,222	8	1,795,441		244,781
2月	8	1,788,539		259,546	10	2,048,085	8	1,788,539		259,546	10	2,048,085	8	1,788,539		259,546
3月	8	1,801,457		255,920	10	2,057,377	8	1,801,457		255,920	10	2,057,377	8	1,801,457		255,920
賞与等7月		3,531,880				3,531,880		3,531,880				3,531,880		3,531,880		
賞与等12月		3,113,754				3,113,754		3,113,754				3,113,754		3,113,754		
合計		27,216,931		2,975,854	116	30,192,785		27,216,931		2,975,854	116	30,192,785		27,216,931		2,975,854

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 希望する基礎日額	12. 希望する基礎日額	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 希望する基礎日額	12. 希望する基礎日額
東京太郎	25,000	25,000	25,000	2 東京花子	20,000	20,000	20,000

3. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)
 労働 一郎 (明 昭和 22. 10. 25) 田中 二郎 (明 昭和 24. 06. 04) 山田 三郎 (明 昭和 25. 03. 17)

上記のとおり報告し
 平成 年 月 日
 事業主氏名 東京太郎 事業主控

特別加入保険料算定基礎日額表

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
¥25,000	¥27,375	¥10,000	¥10,950
¥24,000	¥26,280	¥9,000	¥9,855
¥22,000	¥24,090	¥8,000	¥8,760
¥20,000	¥21,900	¥7,000	¥7,665
¥18,000	¥19,710	¥6,000	¥6,570
¥16,000	¥17,520	¥5,000	¥5,475
¥14,000	¥15,330	¥4,000	¥4,380
¥12,000	¥13,140	¥3,500	¥3,831

・13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名欄
 前年度から該当されている方の名前が載っています。今年度から新たに該当される方については追加でご記入願います。ここに載っている方でお辞めになられた方がいる場合は二重線で消し、退職日退職理由をご記入下さい。
 ※高年齢労働者とは、平成29年4月1日現在において満64歳以上の者をいい、雇用保険料が事業主及び労働者とも免除されます。ただし、労災保険料は免除されません。
 今回の賃金等の報告対象者
 昭和28年(1953年)4月1日までに生まれた方

事業主氏名の確認をお願いします。
 変更等ありましたら、訂正をお願いします。
 お忘れなきよう押印もお願いします。

・(8)うち高年齢労働者分
 雇用保険被保険者のうち、平成29年4月1日現在において満64歳以上(昭和28年4月1日以前に生まれた方)の高年齢労働者を使用した場合、記入して下さい。

・2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金
 平成29年4月～平成30年3月までに雇用保険被保険者(パート、日雇含む)に対して支払った賃金額を記入して下さい。

B欄は賃金総額(賞与等も含む)の合計金額を円単位まで記入して下さい。

E欄はB欄の額から千円未満を切捨てた金額を記入して下さい。

・雇用保険の人員欄
 各月の『人員』欄は、各月末(月末直前の給与締切日)時点の雇用保険被保険者数を記載。

・「1ヶ月平均被保険者数」は、各月の人員の合計を記入して下さい。(賞与等の人員は除いて下さい。平均は求めなくて結構です。)

作成者氏名

4

9

1

2

3

5

6

8

7

10

29年度確定保険料並びに30年度概算保険料にかかる 労働保険の年度更新チェックリスト

○今回の年度更新で対象となる賃金

- ・平成29年4月から平成30年3月に支払われた賃金が対象です。(保険料算定対象期間)
- ・年度中途の退職者・入職者の賃金も含まれます。賞与・その他臨時の賃金も含まれます。

1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金の項目 (別紙記載要領を併せ参照)

<input type="checkbox"/>	常用労働者(常勤・パート・アルバイトで雇用保険の被保険者に該当する労働者) 臨時労働者(雇用保険の被保険者でないパート・アルバイト) それぞれに各月別に支払われた賃金総額、人員数を記載する。	①
<input type="checkbox"/>	賞与等(臨時に支払われる賃金を含む)の支払いがある場合、支払われた月と総額を記載する。 ※賞与等については、支払対象となった労働者の人員数を記載する必要はありません。	②
<input type="checkbox"/>	月別支払賃金、人員数の総合計額を記載。 ※上段は総賃金額をそのまま記載、下段は1,000円未満の端数を切捨てた額を記載。 <u>保険料を算出する際の基礎となる額です。正確な金額の記載をお願いいたします。</u> 1ヵ月平均使用労働者数は各月の人員総合計数をそのまま記載(平均人員ではない)。 ※賞与等の人員数は除いた各月別の人員合計数を記載下さい。	③
<input type="checkbox"/>	特別加入者の登録内容の確認。 ※新たに加入を希望される場合は、加入者氏名・希望する給付基礎日額を記載ください。 ※特別加入を辞退される場合は、該当欄を二重線で抹消願います。	④

2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金 (別紙記載要領を併せ参照)

<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者(常勤・パート・アルバイト)に支払われた月別賃金総額・人員数を記載する。 ※雇用保険料高年齢労働者分賃金も含めた合計金額の記載をお願いします。	⑤
<input type="checkbox"/>	賞与等(臨時に支払われる賃金を含む)の支払いがある場合、支払われた月と総額を記載する。 ※賞与等については、支払対象となった労働者の人員数を記載する必要はありません。	⑥
<input type="checkbox"/>	高年齢労働者分(雇用保険料免除高年齢労働者)の月別賃金総額・人員数を記載する。 今回、高年齢労働者として対象となる雇用保険被保険者は生年月日が、昭和28年(1953年)4月1日以前の方となります。	⑦
<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者・高年齢労働者の月別支払賃金、人員数の合計額を記載する。 1ヵ月平均使用労働者数は各月の人員総合計数をそのまま記載(平均人員数ではない) ※支払賃金総合計額の上段は総賃金額をそのまま記載、下段は1,000円未満の端数を切捨てた額を記載。 <u>保険料を算出する際の基礎となる額です。正確な金額の記載をお願いいたします。</u>	⑧
<input type="checkbox"/>	雇用保険料免除高年齢労働者氏名の内容確認。 ※昭和28年(1953年)4月1日までに生まれた雇用保険被保険者が該当者です。 既に(平成29年3月31日以前)退職している方が記載されている場合は二重線で抹消し、また、該当者に漏れがある場合はお名前と生年月日の記載をお願いいたします。	⑨
<input type="checkbox"/>	賃金等の報告書の右下 事業主氏名欄に押印する。	⑩

雇用保険料が免除となる 被保険者がいます！ 賃金等の報告記入時の注意点

◆高年齢労働者の雇用保険料は免除される◆

保険年度の初日である4月1日の時点で、満64歳以上の一般被保険者は、その年度以降保険料が免除されます。免除されるのは、事業主負担分と被保険者負担分の両方です。保険料の免除にあたり特別な手続きは必要ありません。

◆今回の「賃金等の報告」で保険料免除対象となる高年齢労働者◆

昭和28年(1953年)4月1日以前に生まれた被保険者が免除対象です。

つまり、平成29年4月1日時点で、満64歳以上の方です。

事業所において、対象となる被保険者がいる場合「賃金等の報告」の記入には報告書の(8)高年齢労働者分の欄(表面チェックリスト⑦)に対象となる方の人数、支払賃金の記入を忘れずをお願いいたします。

また、当事務組合よりお送りした「賃金等報告」13. 雇用保険料免除高年齢労働者欄(表面チェックリスト⑨)に対象となる被保険者の記載がありますので、記載内容の確認をお願いいたします。

なお、高年齢労働者も雇用保険の被保険者であることに変わりはないので、「賃金等の報告」(5)被保険者欄(表面チェックリスト⑤)には、高年齢労働者分も含めた人員数、支払賃金の記載をお願いいたします。

◆賃金等の報告に高年齢労働者の記載がある場合◆

(雇用保険被保険者(高年齢労働者分も含む)支払賃金－高年齢労働者分支払賃金)×雇用保険料率が、最終的な平成29年度の確定雇用保険料となります。(なお、労災保険料には同様の免除制度なし)

〈平成30年4月以降の給与・賞与の計算の注意点〉

今回の賃金等の報告とは関係ございませんが、平成30年4月以降に支払がなされる給与・賞与から雇用保険料が免除となる雇用保険被保険者は昭和29年(1954年)4月1日までに生まれた方です。免除対象となる被保険者からは、4月以降支給される給与・賞与の計算について誤って保険料を控除することがないように、ご注意ください。

事業所別被保険者台帳照会の確認について (お願い)

別紙、事業所別被保険者台帳照会 (以下、台帳照会) につきまして、下記事項につきご確認願います。この台帳照会は、管轄ハローワークにて今日現在、貴院にて雇用保険被保険者登録されている方々の雇用保険被保険者リストです。

台帳照会登録の各被保険者、氏名フリガナと生年月日のご確認とあわせ、平成 29 年度中の取得・喪失手続きにつき未手続きの方がおりましたら、台帳照会に追加記載のうえ、平成 30 年 4 月 20 日 (金) までに返信用封筒 (賃金等の報告とあわせ) にてご回答のほど、よろしくお願いたします。

なお、訂正がない場合も、台帳照会余白に訂正なしとご記載のうえ、ご回答ください。

訂正例

2018.03.07 11:27

事業所別被保険者台帳照会

1 頁

区分等コード 1-3

●台帳右上の日付現在の登録リストです。

法人番号
事業所番号 1308-
最終離職年月日 H281215
事業所名称 伊弉利リジソシヤクン
医療法人社団

●貴院の雇用保険被保険者人数です。

取得中被保険者数 5 人
廃止区分

TEL 03- -

被保険者番号	氏名	生年月日	性別	年齢
5041- H131101	トウキョウ ハナコ	0927 S240427	女 1	69 歳

●氏名(フリガナ)、生年月日に登録誤り、氏名変更ある場合
朱書きで訂正願います。

-6	カンタ ヨウコ ヨウコ	S4405	女 1	休業
1	氏名変更。系録会によりH29.10.3	1	1	
-0	コヨウ サチコ	S2412	女 1	1

●過去又は現在、雇用継続給付の要給を受けた被保険者に、休業、高齢賃金の表記が入ります。

5051- H270501	ロウサイ ハルコ	S3101	女 1	62 歳
	平成29年12月31日退職 一身上の都合			
0203- H271001	イリョウ タロウ	S2903	男 1	63 歳 (記録有)

●既に退職している方が台帳に残っている場合は、喪失手続きが未処理なので、

該当者に二重線を引いたうえ、喪失年月日と退職の理由を朱書き願います。

また、雇用保険該当者で、台帳から漏れている方についても、

氏名(フリガナ)、生年月日、入社年月日を朱書き願います。

●個人番号の登録がある被保険者

に(記録有)の表記が入ります

平成30年度の労働保険料率 (雇用・労災)

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの
雇用・労災保険料率は、平成29年度と同額です。

(平成30年度 雇用保険料率表)

事業の 種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率		
一般の事業 (医療業)		3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所 (ハローワーク)

(平成30年度 労災保険料率表)

事業の 種類	負担者	①	②	①+②
		労働者負担	事業主負担	労災保険料率
一般の事業 (医療業)		0/1000	3/1000	3/1000

平成30年度より雇用保険料が免除となる労働者

雇用保険料免除高年齢労働者に該当するものは、平成30年4月以降支給される賃金(賞与を含む)から雇用保険料が免除になります。労働者・事業主ともに免除となりますのでご注意ください。
なお、平成30年度からあらたに免除対象者となるものは下記に該当する労働者です。

平成30年4月1日現在において満64歳以上のもの(昭和29年4月1日以前に生まれたもの)